

(農林水産委員会)

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域セン

ターの設置に関し承認を求めの件(閣承認第一号)(衆議院送付) 要旨

本承認案件は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することについて、国会の承認を求めものである。

なお、農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、特に必要があるときは、地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができるとする内閣修正が行われた。